

令和元年7月18日

保護者様

千葉県立千葉南高等学校
PTA会長 渡邊理恵子
校長 富田 昌宏

PTA空調設備に係る保護者負担について（お知らせ）

猛暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育に御理解、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、PTA空調設備に係る保護者負担につきましては、令和元年5月31日「PTA及び保護者会が整備した空調設備に係る県費負担事務取扱要領」が制定され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

つきましては、本校におきましても、今年度中にPTA会費関係規則の改正を行い、精算返金をさせていただきますので、御了承ください。

なお、今後の流れにつきましては、下記のとおり予定しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 「PTA及び保護者会が整備した空調設備に係る県費負担事務取扱要領」の概要
県費負担の対象経費は、普通教室に設置した空調設備の運用に要する次の経費
(1) リース料、メンテナンス料、及び損害賠償保険料
(2) 電気料などの光熱費
(3) 設置費及び撤去費
(4) 修繕費
(5) 振込手数料、その他必要と認められる経費
※今年度分のリース料金概算額は、県から予算令達済

- 2 県費負担の始期 平成31年4月1日

- 3 保護者負担額の改正に伴う今後の予定

「千葉県立千葉南高等学校 PTA空調設備設置運営委員会」で協議し、その後PTA臨時総会で決定し、速やかに精算を行います。